

令和8年3月17日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和7年(レ)第47号 損害賠償請求控訴事件

(原審・庄原簡易裁判所令和7年(ハ)第4号)

口頭弁論終結日 令和7年12月23日

判 決

広島県庄原市三日市町309

控訴人(原審原告) 高 野 邦 夫

広島県庄原市三日市町406

被控訴人(原審被告) 津 田 廣 雄

主 文

1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 本件訴えのうち、庄原簡易裁判所平成29年(ハ)第8号損害賠償請求事件及び同裁判所令和6年(ハ)第16号損害賠償請求事件における各不法行為に基づく損害賠償請求についてそれぞれ認容された元本に対する遅延損害金の一部の支払を求める部分を却下する。

(2) 控訴人のその余の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、第1、2審を通じ、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

被控訴人は、控訴人に対し、21万3498円を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、控訴人が、被控訴人に対して有する2つの不法行為に基づく損害賠償請求権につき、そのいずれについても別訴において確定判決(給付判決)を得たが、被控訴人が有効な弁済をしない旨主張して、被控訴人に対し、上記各

確定判決に基づく各債権の債務不履行に基づく損害賠償請求として合計21万3498円の支払を求める事案である。

原審が、本件訴訟における請求と各別訴における請求は訴訟物が同一であるため、本件訴えは訴えの利益を欠き、不適法であるとしてこれを却下したところ、これを不服とした控訴人が本件控訴を提起した。

2 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1)ア 控訴人は、平成29年、被控訴人を被告として、不法行為（被控訴人の控訴人に対する暴行等）に基づく損害賠償請求に係る訴えを庄原簡易裁判所に提起したところ（同裁判所平成29年（ハ）第8号損害賠償請求事件。以下「別訴第1事件」という。）、同裁判所は、同年9月7日、控訴人の上記請求につき、7万7340円（治療費及び診断書料1万2340円並びに慰謝料6万5000円）及びうち6万5000円に対する同年5月2日（上記不法行為の日）から、うち1万2340円に対する同月8日（上記不法行為の日の後の日）からそれぞれ支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める限度で一部認容する旨の判決を言い渡し、その後同判決は確定した（甲4、乙1）。

イ 控訴人は、令和6年、被控訴人を被告として、不法行為（被控訴人による控訴人方に隣接する土地におけるごみの不法燃却）に基づく損害賠償請求に係る訴えを庄原簡易裁判所に提起したところ（同裁判所令和6年（ハ）第16号損害賠償請求事件。以下「別訴第2事件」といい、別訴第1事件と併せて「各別訴」という。）、同裁判所は、同年12月24日、控訴人の上記請求につき、10万円（慰謝料）及びこれに対する同年9月24日（上記不法行為の日）から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める限度で一部認容する旨の判決を言い渡し、後日同判決は確定した（甲5、乙2）。

(2) 被控訴人は、広島法務局三次支局に対し、被供託者を控訴人として、①令和7年8月12日、供託番号令和7年度金第58号をもって、別訴第1事件で認容された債務の弁済のために元金7万7340円と同日までの遅延損害金3万2027円の合計10万9367円を供託し、②令和7年2月27日、供託番号令和6年度金第147号をもって、別訴第2事件で認容された債務の弁済のために元金10万円と同月25日までの遅延損害金1266円の合計10万1266円を供託した(乙1、2)。

### 第3 当裁判所の判断

1 控訴人は、本件訴訟において、前記第2(2)の弁済供託について、各別訴に係る確定判決により確定した各債権に係る各債務の本旨に従った弁済であるとはいえず、上記各債権がいずれも債務不履行の状態にあるとして、当該債務不履行に基づく損害賠償請求をしているのであって、各別訴の訴訟物であった不法行為に基づく損害賠償権とは訴訟物が異なるため、本件訴えについては、訴えの利益が存在する旨主張する。

そして、控訴人は、上記債務不履行による損害として、①各別訴で認容された不法行為に基づく損害賠償請求債権の元本相当額(別訴第1事件につき7万7340円、別訴第2事件につき10万円)、②上記不法行為に基づく損害賠償債権についての遅延損害金の一部(別訴第1事件につき8年3か月分(概算)の3万1902円、別訴第2事件につき10か月分の2500円)を改めて請求し(なお、控訴人は「遅延利息」と表記しているが、その内容は遅延損害金と解すべきものである。)、これに加え、③本件訴訟で生じた訴訟費用(別訴第1事件に関する債権に係る債務不履行請求につき576円、別訴第2事件に関する債権に係る債務不履行請求につき1000円)を請求している。

2 以上を前提に本件訴えの適否について検討すると、民事訴訟においては、訴訟物の設定や請求原因の主張は専ら当事者の権能と責任によるべきであるから、控訴人が、本件訴訟の訴訟物につき、各別訴の訴訟物そのものではなく、当該

訴訟物（各別訴の確定判決によって認容された請求債権）に係る債務不履行に基づく損害賠償請求権と設定し、これによって改めて上記①ないし③の損害が発生したと主張するのであれば、本件訴えのうち、少なくとも上記①各別訴で認容された不法行為に基づく損害賠償請求債権の元本相当額と③本件訴訟で生じた訴訟費用を損害として請求する部分については、各別訴の訴訟物（不法行為に基づく損害賠償請求権及びその附帯請求権）に係る請求とは別の訴訟物（債務不履行に基づく損害賠償請求権）に係る請求をするものとして取り扱うべきであるから、訴えの利益を否定すべきではない。

他方において、上記②の遅延損害金の一部を債務不履行に基づく損害として請求する部分に関しては、これは結局のところ、各別訴において認容された不法行為に基づく損害賠償請求債権に係る遅延損害金を請求するものにほかならず、既に認容され、確定した各別訴における附帯請求に係る訴訟物に含まれているといえるから、上記部分に係る訴えは、訴えの利益を欠くというべきである。

3 そこでさらに、上記①及び③に係る請求の当否について検討するに、金銭債務の不履行についての損害賠償額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める（ただし約定利率が法定利率を超えるときは約定利率による。）旨規定されているところ（民法419条1項）、上記①及び③に係る請求は、その内容に鑑みると、いずれも法定利率によって定められた遅延損害金とは異なる費目の損害を金銭債務の不履行に係る損害として請求するものであるから、認めることはできない（最高裁昭和48年10月11日第一小法廷判決・裁判集民事110号231頁参照）。

#### 第4 結論


以上によれば、控訴人の請求のうち、各別訴における各不法行為に基づく損害賠償請求についてそれぞれ認容された元本に対する遅延損害金の一部の請求に係る訴えは不適法であるから却下し、その余の請求は理由がないから棄却す

べきであるところ、これと異なる原判決は相当でないから、原判決を上記のとおり変更することとして、主文のとおり判決する。


広島地方裁判所民事第1部

5

裁判長裁判官


光岡弘志 

裁判官

植田裕紀久 

10

裁判官

豊田のの力 

これは正本である。

令和8年3月17日

広島地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 中島照之

